

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年2月27日	
【会社名】	株式会社リソナホールディングス	
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 東 和 浩	
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号	
【電話番号】	東京(03)6704-3111(代表)	
【事務連絡者氏名】	財務部グループリーダー 相 澤 浩 康	
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号	
【電話番号】	東京(03)6704-3111(代表)	
【事務連絡者氏名】	財務部グループリーダー 相 澤 浩 康	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	86,508,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社リソナホールディングス大阪本社 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	130,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成27年2月27日(金)開催の取締役会議決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式及び第一回ないし第四回第8種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であります。

上記各種優先株式については、いずれも、当社が剰余金の配当を行うときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされています。また、当社が残余財産を分配するときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。

上記各種優先株式のうち、丙種優先株式、己種優先株式及び第3種優先株式には、当該優先株式を有する優先株主が、当該優先株式と引換えに普通株式の交付を当社に請求することができる取得請求権が付されています。また、丙種優先株式及び己種優先株式には、当社が、普通株式と引換えに当該優先株式を取得することができる取得条項が、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式及び第一回ないし第四回第8種優先株式には、当社が、金銭と引換えに当該優先株式を取得することができる取得条項が、第一回ないし第四回第8種優先株式には、当社が、無償で当該優先株式を取得することができる取得条項がそれぞれ付されています。これらは、各種優先株式の発行時の市場環境等に鑑み、剰余金の配当、残余財産の分配、取得請求権及び取得条項について内容の異なる種類株式の発行を可能としたものです。

上記に加え、上記各種優先株式は、以下のとおり、普通株式とその内容が異なります。

丙種優先株式及び己種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。ただし、当該優先株式を有する優先株主は、会社法第459条第2項及び同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項及び同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項及び同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議又は定時株主総会の決議がある時まで議決権を有します。これは、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づいて発行されたものであり、同法の要件に従い、議決権がない内容としたものです。

第3種優先株式を有する株主は株主総会において議決権を有します。

第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式及び第一回ないし第四回第8種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。ただし、当該優先株式を有する優先株主は、会社法第459条第2項及び同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項及び同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項及び同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議又は定時株主総会の決議がある時まで議決権を有します。これは、公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行するため、議決権がない内容としたものです。

また、丙種優先株式、己種優先株式及び第3種優先株式には会社法第322条第2項に規定する定款の定めはなく、第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、第一回ないし第四回第7種優先株主及び第一回ないし第四回第8種優先株主には会社法第322条第2項に規定する定款の定めがあります。

- 4 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	130,000,000株	86,508,500,000	
一般募集			
計(総発行株式)	130,000,000株	86,508,500,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。  
 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
665.45		100株	平成27年3月15日(日)		平成27年3月16日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。  
 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払い込むものいたします。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リソナホールディングス 本店	東京都江東区木場一丁目5番65号

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リソナ銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
86,508,500,000		86,508,500,000

(注) 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額86,508,500,000円の具体的な使途につきましては、以下のとおりであります。

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
第4種優先株式すべての取得(注2)	63,000	平成27年6月下旬以降
株式会社りそなホールディングス第9回無担保社債の償還(注3)	23,508.5	平成28年9月

(注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、上記手取金は譲渡性預金及び当座預金として管理する予定です。

(注) 2 第4種優先株式は平成18年8月に公的資金の返済財源の確保等を目的として発行した社債型優先株式であり、平成25年8月以降、取得条項の行使が可能となっております。当社は、公的資金完済を見据えた資本政策の1つとして、自己資本の質的向上の一環として、社債型優先株式の買入消却を中長期的な時間軸で検討していく方針を策定・公表し(平成27年2月27日)、かかる方針のもと、公的資金完済後、関係当局の承認を前提として速やかに第4種優先株式のすべてを取得する予定であります。

(注) 3 平成23年9月に起債した株式会社りそなホールディングス第9回無担保社債(償還期限:平成28年9月)の償還資金の一部に23,508.5百万円を充当する予定です。既存の社債の償還に本自己株式処分調達した資金を充てることで、将来的な自己資本規制の強化に対応し、また、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力を確保するものです。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	第一生命保険株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>(有価証券報告書) 事業年度第112期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日) 平成26年6月24日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書) 事業年度第113期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日) 平成26年8月8日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書) 事業年度第113期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日) 平成26年11月28日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書) 事業年度第113期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日) 平成27年2月13日 関東財務局長に提出</p>	
	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	10,555,400株
b. 提出者と割当予定先との間の関係		割当予定先が保有している当社の株式の数	第5種優先株式4,000,000株、普通株式55,241,900株
	人事関係	生命保険のコンサルティングノウハウを有する職員の派遣を受け入れるなど人材交流を行っております。	
	資金関係	当社との間で直接の取引関係はありませんが、子銀行との間で預金取引及び金銭貸借取引があります。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	業務提携先として、当社の傘下銀行(りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行)にて、第一生命保険株式会社の子会社である第一フロンティア生命の保険商品を販売しております。	

(注) 当社が保有する割当予定先の株式の数は、平成26年3月31日現在におけるものです。

a. 割当予定先の概要	名称	日本生命保険相互会社	
	本店の所在地	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 筒井義信	
	資本金	基金の総額(基金償却積立金の額を含む。)は1,250,000百万円	
	事業の内容	生命保険業	
	主たる出資者及び出資比率	該当事項はありません。	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	第6種優先株式2,000,000株、普通株式5,488,195株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	当社との間で直接の取引関係はありませんが、子銀行との間で預金取引及び金銭貸借取引があります。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社の傘下銀行(りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行)にて、保険商品を販売しております。	

(注) 基金の総額は、平成26年3月31日現在におけるものです。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、公的資金完済後の中長期的な自己資本比率の目標水準について、国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても普通株式等Tier1比率(その他有価証券評価差額金を除く。)で8.0%を安定的に上回る水準を早期に達成することを目指すこととしております。現在計画している早期健全化法優先株式の繰上返済その他当社を取り巻く環境等を踏まえ、現時点において、本自己株式処分を行うことで自己資本の質的・量的強化を図ることにより、将来的な自己資本規制の強化への対応や、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力の確保を行うことが、当社の今後の戦略的な成長にとって必要と考えております。

他方で、早期健全化法優先株式の繰上返済や当社の資本構造が大きく変わることが想定されている現時点において割当予定先を選定するに際しては、自己資本の質的・量的強化を図るといふ本自己株式処分の目的について賛同を頂ける割当予定先を選定することが必要であると考えております。

また、当社グループは、個人のお客さま等既存のリテール分野における金融ニーズが多様化・高度化・複雑化していることを踏まえ、お客さまの人生における様々なライフイベントやプランに応じて、資産形成や生活設計を金融面から総合的にサポートする「トータルライフソリューション」にグループをあげて取組み、個人取引No.1のりそなブランドをいち早く確立することが重要であると考えております。

割当予定先である2社は、「トータルライフソリューション」の展開に資する取引関係にあるとともに、第一生命保険株式会社は当社普通株式及び第5種優先株式を、日本生命保険相互会社については当社普通株式及び第6種優先株式を保有しており、取引関係のみならず資本関係も通じて当社の置かれている状況について十分なご理解を頂いており、また、今回の自己資本の質的・量的強化という本自己株式処分の目的についても賛同を頂いております。

以上の事情に鑑み、当社グループの掲げるりそなブランドの確立への寄与という観点も踏まえ、第一生命保険株式会社及び日本生命保険相互会社を割当予定先に選定しております。

## d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割り当てようとする株式の数	払込金額
第一生命保険株式会社	70,000,000株	46,581,500,000円
日本生命保険相互会社	60,000,000株	39,927,000,000円

## e. 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先から本自己株式処分により取得する株式の保有方針について、長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。また、当社は、本自己株式処分の払込期日(平成27年3月16日)から2年間において、各割当予定先が本自己株式処分にて取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、割当予定先との間で確約書を締結する予定です。

## f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金等の状況については以下のとおりです。

## 第一生命保険株式会社

第一生命保険株式会社の第112期有価証券報告書(平成26年6月24日提出)及び第113期第3四半期報告書(平成27年2月13日提出)に記載されている現金及び預金、総資産、純資産、経常収益等の状況を確認した結果、同社は本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

## 日本生命保険相互会社

日本生命保険相互会社が同社ホームページにおいて公表している平成26年11月28日付「平成26年度第2四半期(上半期)報告について」に記載されている現金及び預貯金、総資産、純資産、経常収益等の状況を確認した結果、同社は本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

## g. 割当予定先の実態

第一生命保険株式会社については、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、また、同社が生命保険会社として保険業法に基づき金融庁の監督及び規制を受けていることから、同社又は同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しております。

また、日本生命保険相互会社については、同社のホームページにおいて公開されている反社会的勢力に対する基本原則や反社会的勢力に対する取組等の反社会的勢力への対応を確認することにより、また、同社が生命保険会社として保険業法に基づき金融庁の監督及び規制を受けていることから、同社又は同社の役職員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### a . 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)である平成27年2月27日の直前の10営業日(平成27年2月13日から平成27年2月26日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である665.45円(小数点以下第三位切捨て)といたしました。

かかる払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日である平成27年2月26日の東京証券取引所における当社株式の終値である672円に対しては0.97%のディスカウント、同直前1ヶ月間(平成27年1月27日から平成27年2月26日まで)の終値の平均値である632.44円(小数点以下第三位切捨て)に対しては5.22%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成26年11月27日から平成27年2月26日まで)の終値の平均値である616.47円(小数点以下第三位切捨て)に対しては7.95%のプレミアム及び同直前6ヶ月間(平成26年8月27日から平成27年2月26日まで)の終値の平均値である611.32円(小数点以下第三位切捨て)に対しては8.85%のプレミアムを行った金額となります。

かかる払込金額といたしましたのは、一時的な相場変動及び不安定な株価市況の影響等を緩和する観点からは一定期間の平均値を採用することが妥当であると考えられるところ、過去の株価の推移等に鑑み、直前の10営業日の終値の平均値とすることが、現時点における当社の企業価値を最も適正に反映しており、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。また、かかる払込金額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

当社といたしましては、かかる払込金額は合理的で有利発行に当たらないと判断しており、当社の監査委員会は全員一致で、当該払込金額は上記指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b . 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により、割当予定先に対して割り当てる株式数は、合計で130,000,000株(議決権数1,300,000個)であり、現在の当社普通株式の発行済株式総数2,324,118,091株に対する割合は5.59%(平成26年9月30日時点の総議決権数21,922,394個に対する割合は5.93%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、第4種優先株式の取得は、優先配当負担の減少を通じた普通株主帰属利益の増加を期待することができます。また、既存の社債の償還に本自己株式処分調達した資金を充てることによる、将来的な自己資本規制の強化への対応や、戦略的な投資機会に柔軟に対応できる資本余力の確保は、安定的で円滑な資金供給を支える資本運営を可能にし、将来の事業成長の基盤となるものと考えております。当社が保有している自己株式(平成26年9月30日現在において130,937,337株)を最大限活用した形でこれらを行うことは、株主価値の向上に貢献することが見込まれるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	59,241,900	2.51	129,241,900	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	99,817,300	4.55	99,817,300	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	84,468,800	3.85	84,468,800	3.63
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号)	73,077,860	3.33	73,077,860	3.14
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	7,488,195	0.25	67,488,195	2.82
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	39,483,700	1.80	39,483,700	1.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	37,733,403	1.72	37,733,403	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	30,198,900	1.37	30,198,900	1.30
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	30,110,194	1.37	30,110,194	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	28,595,316	1.30	28,595,316	1.23
計		490,215,568	22.08	620,215,568	26.44

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか、当社が保有している自己株式が130,937,337株(平成26年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は5.56%)あります(本自己株式処分実施後は、937,337株となります。)。なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式5,553,500株(平成26年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は0.23%)が含まれておりません。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を切捨てて記載しております。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成26年9月30日現在の総議決権数(21,922,394個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,300,000個)を加えた数で除して算出した数値です。

**6 【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7 【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8 【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4 【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部 【公開買付けに関する情報】**

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月25日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月8日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月26日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月6日関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年2月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年2月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社りそなホールディングス本店

(東京都江東区木場一丁目5番65号)

株式会社りそなホールディングス大阪本社

(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。